

ま え が き

本書は、東南アジア諸国連合（ASEAN）が推進する「ASEAN 共同体」とは何かを紹介し、ASEAN 共同体の名のもとになされている協力の実態と課題を分析するものである。ASEAN 共同体は、ASEAN 政治安全保障共同体（APSC）と ASEAN 経済共同体（AEC）、ASEAN 社会文化共同体（ASCC）の三つの柱から構成される。本書の分析は、ASEAN 共同体を構成する三つの柱に等しく重きをおいている。経済統合への関心の高まりから、ASEAN 共同体といえば AEC のことを指すと認識されがちであるが、ASEAN 共同体の全体像をとらえるうえで、APSC や ASCC における取組みも無視できないからである。

ASEAN 共同体は2003年にその構築をめざすことが合意され、当初の計画通り、2015年にその設立が宣言された。しかし、2025年までの行動計画も示されたことから、2015年は共同体構築に向けたひとつの「通過点」ととらえられる。ASEAN 諸国は APSC、AEC、ASCC の構築という目標を掲げて、具体的にどのような協力を進めようとしてきたのか、またその協力はどの程度進み、残された課題は何なのか。2015年をひとつの節目として、本書の各章はこれらの問いに応えようとするものである。

まず、序章では、ASEAN 諸国が ASEAN 共同体の構築をめざすことになった経緯を簡単に説明したうえで、APSC と AEC、ASCC それぞれについてその特徴と協力の進捗状況を概観し、今後の課題を提示している。続く第1章から第6章では、APSC、AEC、ASCC においてそれぞれふたつの協力分野あるいは側面から分析を実施している。

第1章と第2章は、APSC において注目されている分野として、域外国との安全保障協力と人権に関する協力を取り上げている。第1章は、安全保障分野を中心に ASEAN の域外戦略を論じている。ASEAN の「中心性」という名のもとに、ASEAN 諸国はさまざまな広域の地域制度をつくり、域外大国を関与させ

ることにより、域外国の影響からの自立性を確保する努力をしてきた。その一方で、ASEAN 諸国がこうした域外大国の動きに翻弄されているのも事実であり、ASEAN の中心性のもとでどれほど ASEAN が実効性のある協力を行うことができるのかが問われている。

第 2 章では、APSC の成果のひとつである人権委員会の活動を取り上げ、人権に関する ASEAN の取組みの特徴や限界などを指摘している。政治体制や政治的安定度のちがいがから、ASEAN で人権に関する取組みを進めることについて加盟諸国の意見は異なる。異なる意見をもつ加盟諸国が妥協した結果、ASEAN の人権委員会は加盟各国の人権侵害を監視する権限がないものの、人権概念の普及という役割を担うことになった。

続く第 3 章と第 4 章は、AEC でめざされる経済統合について、それぞれ制度面と実質面から分析している。第 3 章では、AEC の措置の実施状況および AEC 創設の目的に対する達成度という観点から評価を行っている。AEC 創設の目的は、直接投資 (FDI) の流入を再活性化させ、持続的な経済成長を実現することであり、この目的のために AEC では、さまざまな措置を実施することが計画された。2015 年時点で AEC 創設の目的はおおむね達成され、AEC の措置の大半は実施された。一方、協力をさらに深化させるために ASEAN 諸国は、ASEAN 事務局などの組織の機能を強化し、関連する協力分野間の政策調整を進める必要があることを認識している。

第 4 章では、AEC が企業の経済活動に及ぼした効果と、その効果をさらに押し上げる可能性が高い東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の意義について分析している。ここでは、AEC の効果を端的に示す事例として自動車産業における生産ネットワークの変化とエアアジアに代表されるローコストキャリア (LCC) の隆盛が挙げられている。一方、RCEP は AEC の取組みのひとつであり、参加国の包括性から東アジア大に影響を与えうる存在として注目される。RCEP が AEC に追加的な効果をもたらすためには、高い自由化レベルと使い勝手の向上を確保することが必要である。

第 5 章と第 6 章は ASCC における協力を扱っている。ASCC では多岐にわたる協力が展開されているが、協力が進展する一方、課題も多く残るとされる環境協力と移民労働者の権利の保護に関する協力を取り上げた。第 5 章では、ASEAN の環境問題に関する取組みの全体像を明らかにし、問題点を指摘してい

る。ASEAN の環境協力はきわめて多岐にわたる。実効性のある環境協力には、さまざまな経済政策と環境政策を調整する仕組みを強化することや国内措置の着実な実施を可能にする強制力のある枠組みをつくること、資金を効率的に調達することなどが必要である。

第6章では、ASEAN 域内の経済活動において大きな労働力となっている移民労働者に焦点を当て、その権利の保護と促進に関する取組みを紹介する。AEC で熟練労働者の自由な移動が奨励されているのとは対照的に、ASCC ではその多くが非熟練労働者とされる移民労働者をどのように受け入れ、処遇するのかが焦点となっている。ASEAN では移民労働者の権利保護に関する条約を策定することがめざされているが、保護の対象や範囲などをめぐって送出国と受入国が対立しており、協力は遅延気味である。

ASEAN 共同体の名のもとに ASEAN 諸国がどのような協力を行っているのかという全体像を知りたいと思う読者にも、個別の協力に関心のある読者にも、本書が一定の理解の助けになることを切に願っている。本書で紹介したさまざまな取組みを通じて、互いの利害が対立する面があるにもかかわらず、また、国際社会全体から見れば小国である ASEAN 諸国が協力しようとする姿を示すことができたならば、幸いである。

なお、本書の各章には、ASEAN の協力に関する制度や協定、会議や組織、関連する国際条約や国際機構などの固有名詞が多く登場する。これらの用語の正式名称については略語表に付し、各章では日本語訳と略語の表記にとどめている。本書の出版にあたり、原稿にコメントくださった二人の匿名査読者に謝意を表す。各章は執筆者個人の主張を表明したものであり、所属組織の立場を反映するものではない。

2016年6月 編者